

横浜観光プロモーション認定事業

平成30年度【応募要領】

1 事業趣旨

「横浜観光プロモーション認定事業」は、横浜の集客力を高め宿泊や周遊を促進する事業や、横浜への来訪者の満足度を高める事業、横浜の観光・コンベンション都市としてのブランドを向上させる事業の提案を募集し、大きな効果が期待できる事業を認定、支援する制度です。民間事業者の皆様の創意による“横浜ならではの資源”を活かした集客プロモーション事業を募集します。

2 応募要件

(1) 対象事業

平成31年3月31日までに事業の実施及び報告を行うことができる、次のいずれかに該当する事業

- ① 横浜市への来訪者の増加や滞在を促進する事業
- ② 横浜市の知名度・認知度の向上のための観光の魅力を発信する事業
- ③ 地域のブランド価値の向上のための観光資源の発掘など地域の特性を活かした事業
- ④ 観光の仕組づくりやムーブメントづくりのための事業

※ 横浜のプロモーションを主たる目的としないイベントは対象外とします。

(2) 推奨テーマ

横浜の国際観光文化都市としての魅力を高めるため、30年度の推奨テーマとして以下を設定しました。

『夜の観光』『歴史・文化』『スポーツ』

「夜の観光」 …現状不足している横浜の魅力向上につなげます

「歴史・文化」 …明治維新150周年の今年、横浜の歴史と文化に注目し、需要喚起を図ります

「スポーツ」 …ラグビーワールドカップの機会を捉え、情報発信、回遊性向上を図ります

(3) 対象者

原則として設立後3年以上を経過しており、設立趣旨に則した事業を実施し、かつ継続して活動を行っている法人及び団体であること

※個人での応募はできません。

※複数の事業者が共同で申請することができます。

3 支援内容

(1) 当財団による広報支援

- ・財団ウェブサイト・SNS等への掲載
- ・プレスリリース等による広報（認定事業としての紹介）

- (2) 財団の賛助会員による事業参加の促進
- (3) 横浜の観光情報（観光施設・宿泊施設・イベント等）の提供
- (4) 横浜の観光写真等の素材提供
- (5) ビジターズガイドなど観光情報の特別価格での提供
- (6) 当財団の春・秋の会合でのPR機会の提供
- (7) 横浜観光プロモーション認定マークの交付

(※注意事項)

事業の広報物や事業実施場所等における掲示物に、「濱マーク」もしくは認定事業であることを、必ず表記・掲載してください。



4 応募申請について

(1) 申請書類

- ① 横浜観光プロモーション認定事業 申請書（第1号様式）
- ② 横浜観光プロモーション認定事業 企画書（第2号様式）
- ③ 横浜観光プロモーション認定事業 事業収支予算書（第3号様式）
- ④ 企画書を補完する書類
- ⑤ 企業・団体等の概要、活動内容、人員体制の分かる書類

※ 申請書類①②③は、所定の様式に記入し提出してください。

（様式のダウンロード <http://www.welcome.city.yokohama.jp/ja/ycvb/promo/>）

※ ④⑤の様式は任意です。

※ 上記の書類のほか、必要に応じて決算報告書（最近3か年分）等を追加でご提出いただくことがあります。

※ 申請に当たっては、「横浜観光プロモーション認定事業支援要綱」に定める事項を遵守してください。

(2) 募集期間

【第1回募集】 募集期間：平成30年2月1日（木）～2月28日（水）【必着】
（平成30年4月1日からの認定）

【第2回募集】 募集期間：平成30年8月1日（水）～8月31日（金）【必着】
（平成30年10月1日からの認定）

(3) 提出方法・お問い合わせ先

郵便、持参、電子メールにて必要書類を送付してください。

※郵送の場合、締切日必着です。持参の場合は、平日8時45分から17時30分までの間に
越してください。

【提出先・お問い合わせ先】

公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー 事業部 国内誘客課

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町2 産業貿易センター1階

電話：045-221-2111 FAX：045-221-2100

E-mail：jimukyoku@ycvb.or.jp （※メール送信後、必ず受信確認をお願いします。）

（※申請受付について）

提出いただいた書類を基に、事務局で申請受付の可否を確認します。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、申請を受理できませんので、あらかじめご了承ください。

【申請を受理できない場合】

- （1）政治活動・宗教活動を目的とする事業
- （2）公序良俗に反する事業
- （3）法令に違反している事業
- （4）事務局が事業の趣旨にそぐわないと判断した場合
- （5）申請者が横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者、または、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者である場合
- （6）申請者が神奈川県暴力団排除条例の規定に違反している事実がある場合

5 審査

申請された書類を基に、観光・コンベンションの分野における外部の有識者による審査を実施します。審査については、以下の項目について評価を行います。

（1）審査委員会

横浜観光プロモーション認定事業審査会においてプレゼンテーションを行っていただきます。

（2）評価項目

- ① 独創的な特徴や話題性がある企画内容であるか
- ② 横浜への来訪者・滞在者にとっての支援となる内容であるか
- ③ 横浜の集客関連産業への波及効果が期待できるものであるか
- ④ 今後の発展性や自立性が期待できるものであるか
- ⑤ 情報発信力があり、横浜の認知度を向上させる効果が期待できるものであるか

（3）選定結果の公表

横浜観光コンベンション・ビューローのホームページ、横浜市観光情報公式サイト「横浜観光情報」のプロモーション認定事業紹介ページに掲載します。（認定事業のみ、選定団体名、事業名、事業内容のみとし、審査内容、その他については非公開とします。

6 事業の実施にあたって

- （1）支援対象と認められた場合には、（公財）横浜観光コンベンション・ビューロー賛助会員へ加入していただきます（未入会の場合）
- （2）事業実施にあたっては、定期的に進捗・実績の報告を行ってください。

- (3) 事業完了後、30日以内にまたは、平成31年3月31日のいずれか早い日までに必要な書類を添えて「事業完了報告書」を提出してください。事業で製作したパンフレット等を提出してください。

7 支援決定の取り消し

- (1) 申請書や報告書に虚偽があった場合
 (2) 申請内容を変更（中止を含む）した場合
 (3) 申請事業者から支援を辞退する旨の申し出があった場合
 (4) その他、理事長が取り消す必要があると認めた場合

8 スケジュール等

(1) 第1回募集

手続き		時 期
申請者	当財団	
	募集開始	2/1(木)～
申請書類の提出 (第1・2・3号様式ほか)	受理	～2/28(水)
	審査	3月中旬～下旬
受理	支援内容決定の通知 (第4号様式)	3月下旬
事業の実施	事業支援・広報協力	～事業終了まで
報告書類提出 (第5・6号様式ほか)	確認審査	事業終了の日から 30日以内

(2) 第2回募集

手続き		時 期
申請者	当財団	
	募集開始	8/1(水)～
申請書類の提出 (第1・2・3号様式ほか)	受理	～8/31(金)
	審査	9月中旬～下旬
受理	支援内容決定の通知 (第4号様式)	9月下旬
事業の実施	事業支援・広報協力	～事業終了まで
報告書類提出 (第5・6号様式ほか)	確認審査	事業終了の日から 30日以内

【 補足事項 】

本事業は、公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー平成30年度予算が理事会・評議員会において議決されることを条件とする事業であり、予算の議決がなされないときは、事業として成立しません。